

立法不作為を問う!PART2

民法改正を求める緊急院内集会

アピール

選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続分差別規定撤廃などの民法改正は、1996年2月に法制審議会から法律案要綱が答申されましたが、16年以上が過ぎても実現していません。

民法改正を公約に掲げた民主党が2009年9月に政権をとり、2010年の通常国会では、提出予定法案とされたことから、私たちは民法改正が実現するものと大きく期待しました。

しかし、与党内がまとまらず、閣議決定には至りませんでした。また、野党からも議員立法案の提出がなかったため、1997年以降続いた法案提出が途切れるという残念な結果となりました。その後、国会での議論はほとんどありません。

法改正の見通しが立たない中、2011年2月には、夫婦同氏規定の違憲性や女性差別撤廃条約違反を問う初めての国家賠償訴訟が提起されました。また、今年4月9日には旧姓使用权を求める訴訟が提起されました。婚外子への相続分差別規定については、高裁レベルで違憲判断が相次いでいます。昨年8月には大阪高裁が「区別を放置することは立法府の裁量判断の限界を超えている」と、立法不作為を厳しく指摘しました。

民法改正を求める声の高まりは国内だけに留まりません。1993年以降、国連の各人権委員会は日本政府に対し改善を勧告しています。とりわけ、女性差別撤廃委員会は再三の勧告に従わない日本政府に対し、どのような措置を講じたか再度報告を求めています。

残念ながら、法改正を求める国民の声も、差別撤廃の立ち遅れを指摘する司法や国連の声も、立法府にはほとんど届かず、今国会でも実現には至りませんでした。

民法改正が実現しないこと、人権政策の立ち遅れは政治の問題です。人権政策に背を向ける政治は、あらゆる場面で少数者や社会的に弱い立場の人たちの声を排除してしまいます。人権政策を重視する議員が多数を占めることこそが最も重要となります。

近く行われる衆議院総選挙、来年夏の参議院選挙において、人権政策を重視する議員が1人でも多く誕生し、民法改正が早期に実現することを心から期待します。

本日がその第一歩となるよう、私たち一人ひとりの力を結集しましょう！

2012年9月5日

集会参加者一同